

【1～3年生児童用】 おうちの人と一緒に読みましょう！

旭川市立富沢小学校



# いじめ防止基本方針

～安全・安心な学校生活を送るために～



## <はじめに>

いじめは、いじめをされた人、した人ばかりでなく、まわりの友だちなど、すべての富沢っ子の「けんこう」や「心のせいちょう」に大きく えいきょうするもので、ぜったいにゆるされることはありません。

富沢小学校は、いじめをなくしていくために「<sup>ぼうし きほんほうしん</sup>いじめ防止基本方針」をつくりました。

富沢小学校の子ども、先生がた、おうちの人、旭川市にすむすべての人々が力を合わせていじめをなくしていきます。

## いじめから あなたを まもります！

いじめとは、悪口やなかまはずれ、ぼう力、パソコンやけいたい電話を使っての悪口など、その子がいやな思いをして苦しんだり、悲しんだりしてしまう ひきょうな おこないです。

いじめは、学級だけでなく、習い事や少年団などで、あなたと関係のある人や集団からされた すべてのことが あてはまります。

学校とおうちの人やまわりのおとなの人々が みんなで きょう力して、いじめからあなたを まもっていきます。

あいてが「いやだ、くるしい」と  
感じたら、「いじめ」です！

○からかい、悪口やいやなことを言われる ○  
なかまはずれ、集団による むし ○ぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする ○おかねや物をとられる ○物を、こわされたり、すてられたりする ○いやなことや あぶないことを されたり、させられたりする ○パソコンやけいたい電話などで悪口や いやなことをされる など

## いじめをされている人は悪くありません

「自分がよくないのだろうか？」「自分はなにか悪いことをしたのだろうか？」と思うことはありません。なにがあっても、いじめをすることは いけないのです。

学校は、そうかんがえて、いじめをさせず、また、小さいいじめも早く見つけて、すぐになくすように していきます。

## いじめはダメ！

あなたが つらいと感じることは、他の人も同じです。自分がされていやだと感じることは、ぜったいに にしない、させない気持ちを強くもちましょう。

また、いじめを おもしろおかしく話したり、見て見ないふりをする ことも、いじめることと同じように ゆるされません。

いじめをわるいことには  
なまぬい！



# 学校は

## いじめがないか しっかり調べます

学校では、いじめがおきないように、また、これからいじめになりそうなことをさせないために、みなさんにアンケートをします。  
また、先生方がみなさん一人一人から、話を聞くようにします。  
話をしたことによって、みなさんがいじめをされたり、さらにいじめがひどくなったりすることはありません。



## みなさんも

### みんなで「しない」「させない」ように！

いじめはみなさん一人一人にかかわることです。  
みなさんが「いじめを ぜったいに ゆるさない」、いじめを「しない」「させない」ようにすることが大切です。

## 学校はみなさんを まもります！

### いじめと思われることが あったときは

- まず、どんないじめがあったのかをしっかりと調べます。
- いじめがあったときは、いじめを されている子どもを必ず まもります。
- いじめをした子どもには、いじめをやめさせます。また、なぜ いじめをしたのかを見つけ、それをなくし、こまっている人を たすけます。
- ひどい いじめの ときは、けいさつと きょう力することも あります。



もし、いじめがおこったら

## まわりの おとなも あなたを まもります！

### まわりの おとなも あなたの みかたです

先生のほかの まわりの おとなの人々も、いじめをなくすために きょう力してくれます。学校やおうちの 人に そうだんできないときは、まわりのおとなに そうだんしてみましょう。みなさんの まわりのおとなも、みなさんの まわりでいじめがないか、見まもってくれます。

## いやなきもちになったら でんわしてね。

いじめられて くるしいと思ったとき、学校やおうちの人のほかに そうだんするところがあります。下のところに そうだん できます。(おうちの人とそうだんすることもできます。)

| 相談窓口                   | 電話番号          | 相談時間等                              |
|------------------------|---------------|------------------------------------|
| 旭川市子どもSOS電話相談(いじめ・不登校) | 0120-126-744  | 月～金 8:30～17:15                     |
| 旭川市子ども総合相談センター         | 0120-528506   | 月・木 8:45～20:00<br>火・水・金 8:45～17:15 |
| 子どもの人権110番(旭川地方務局)     | 0120-007-110  | 月～金 8:30～17:15                     |
| 子ども相談支援センター(北海道教育委員会)  | 0120-0-78310  | 毎日24時間                             |
| 上川教育局教育相談電話            | 0166-46-5243  | 月～金 8:45～17:30                     |
| 旭川法務少年支援センター(旭川市少年鑑別所) | 0166-31-5511  | 月～金 9:00～17:00                     |
| テラス旭川                  | 050-3383-5566 | 月～金 9:00～17:00                     |

